

第2回 新宮川水系ダム洪水調節機能協議会 議事次第

日 時：令和5年6月13日

15：30～16：30

場 所：WEB 会議

1. 挨拶

2. 情報提供

- ・ 令和4年度の近畿地整管内における事前放流実施状況
- ・ 令和4年度の全国における事前放流実施状況
- ・ 利水ダムの放流施設の整備等に対する補助制度の概要

3. 議事

- ・ 猿谷ダムの試行運用について

4. その他

- ・ 事前放流に関する報告様式等について

○配付資料

資料－1 協議会名簿・規約・公開方針

資料－2 令和4年度の近畿の事前放流実績

資料－3 令和4年度の全国の事前放流実績

資料－4 利水ダム治水機能施設整備費補助の令和5年度の募集について（通知）

資料－5 猿谷ダムの試行運用について

資料－6 R5年度ダムの事前放流に関する連絡先について

以 上

第2回 新宮川水系洪水調節機能協議会 出席者名簿

	機関名・社名	部・支店名	役職	構成員	代理出席
国	紀南河川国道事務所		事務所長	渡邊 泰伴	副所長 春藤千之
	紀の川ダム統合管理事務所		事務所長	中川 靖志	
府県	和歌山県	県土整備部	河川・下水道局 河川課長	鈴置 真央	
	奈良県	県土マネジメント部	河川整備課長	能登 隆	主任主事 安井 公亮
	三重県	県土整備部	河川課長	水谷 亨	ダム班長 嶋崎 治雄
関係機関	関西電力(株)	再生可能エネルギー事業本部	吉野水力センター所長	吉田 淳	
	電源開発(株)	水力発電部 西日本支店	支店長代理	前田 修一	土木グループリーダー 熊谷 騰

事務局

	役職	氏 名
紀南河川国道事務所	流域治水課長	松田 裕也
	地域防災調整官	山口 敦久
	流域治水課専門職	武村 健司
	流域治水課流域調整係長	中野 陽平
	流域治水課技官	池田 理矩

< 構成員 >

機関名	役職
近畿地方整備局	紀南河川国道事務所長
近畿地方整備局	紀の川ダム統合管理事務所長
和歌山県 県土整備部 河川・下水道局	河川課長
奈良県 県土マネジメント部	河川整備課長
奈良県 県土マネジメント部	吉野土木事務所長
奈良県 県土マネジメント部	五條土木事務所長
三重県 県土整備部	河川課長
関西電力株式会社 再生可能エネルギー事業本部	吉野水力センター 所長
電源開発株式会社 水力発電部	西日本支店 支店長代理
和歌山地方気象台	防災管理官

< オブザーバー >

機関名	役職
近畿経済産業局 資源エネルギー環境部	電力・ガス事業課長
中部経済産業局 資源エネルギー環境部	電力・ガス事業課長

新宮川水系 ダム洪水調節機能協議会 規約

(設置)

第1条 河川法（昭和39年法律第167号）第51条の2に基づくダム洪水調節機能協議会として、「新宮川水系 ダム洪水調節機能協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、昨今の水害の激甚化・頻発化に鑑み、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用して水害の発生防止等が図られるよう、今後、河川管理者、関係利水者、関係行政機関の密接な連携の下、事前放流の取組をより効果的に実施する必要があることから、洪水調節機能の向上の取組の継続・推進を図ることを目的とする。

(協議会の対象ダム)

第3条 協議会は、新宮川水系における、猿谷ダム、川迫ダム、九尾ダム、二津野ダム、風屋ダム、旭ダム、坂本ダム、池原ダム、瀬戸ダム、奥里ダム、七色ダム、小森ダムを対象とする。

(協議会の構成)

第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会は、必要に応じて別表1の職にあるもの以外の関係行政機関に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 3 協議会には代理出席を認めるものとする。

(協議会の実施事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 事前放流を実施するための河川管理者と関係利水者との間で締結した治水協定の見直しに必要な協議。
- 二 河川管理者とダム管理者との間の情報網の整備に必要な協議。
- 三 事前放流の実施に必要となるダムの操作規程等への反映に必要な協議。
- 四 利水容量を洪水調節に最大限活用するための工程表の作成や見直し及び工程表に基づく施設改良等の取組に必要な協議。
- 五 更に効果的に事前放流を実施するために必要となる降雨の予測精度の向上等に向けた技術・システム開発に必要な協議。
- 六 その他、洪水調節機能の向上に必要な協議。

(協議会資料等の公表)

第6条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第7条

1. 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
2. 事務局は、紀南河川国道事務所~~調査課~~流域治水課が行う。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第9条 この規約は、令和3年9月30日から施行する。

令和5年6月13日改正

別表 1

<構成員>

国土交通省 近畿地方整備局 紀南河川国道事務所長

国土交通省 近畿地方整備局 紀の川ダム統合管理事務所長

和歌山県 県土整備部 河川・下水道局 河川課長

奈良県 県土マネジメント部 河川整備課長

奈良県 県土マネジメント部 吉野土木事務所長

奈良県 県土マネジメント部 五條土木事務所長

三重県 県土整備部 河川課長

関西電力株式会社 再生可能エネルギー 事業本部 吉野水力センター 所長

電源開発株式会社 水力発電部 西日本支店 支店長代理

気象庁 和歌山地方气象台 防災管理官

<オブザーバー>

近畿経済産業局 資源エネルギー環境部 電力・ガス事業課長

中部経済産業局 資源エネルギー環境部 電力・ガス事業課長

新宮川水系ダム洪水調節機能協議会 公開方針

協議会の公開方針を以下に示す。これに定めのない事項については、協議会で定める。

1. 会議の公開

協議会は原則として冒頭あいさつまでを報道機関に公開し、必要に応じ協議会終了後に事務局が説明を行う。

2. 会議開催の案内

会議開催の案内は、必要に応じ報道機関に対して情報提供を行う。

3. 会議資料の公開

会議資料等については公開を原則とする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

協議会の議事については、出席した構成員の確認を得た後、公表する。

ダムの事前放流の実施状況

※10月19日時点

■令和4年台風14号による大雨に備えて、近畿管内の1級水系では、京都府、関西電力(株)が管理する3ダムで事前放流を実施した。

事前放流等実施ダム

- 【台風14号】
由良川水系
- おおの
大野ダム(由良川)【京都府】
- はたがわ
畑川ダム(畑川)【京都府】
- わち
和知ダム(由良川)【関西電力(株)】



容量確保済みダム(1級水系)

- 【5月・梅雨前線】
新宮川水系
- かげや
風屋ダム(熊野川)【電源開発(株)】
- いけはら
池原ダム(北山川)【電源開発(株)】
- ふたつの
二津野ダム(熊野川)【電源開発(株)】
- なないろ
七色ダム(北山川)【電源開発(株)】
- こもり
小森ダム(北山川)【電源開発(株)】

- 【台風14号】
揖保川水系
- くさき
草木ダム(草木川)【関西電力(株)】

凡 例



国土交通省管理ダム



府県管理ダム



水資源機構管理ダム



利水ダム

令和4年度出水期は全国のべ162ダムで事前放流を実施！

～洪水に備え、既存ダムを活用し容量を確保～

令和4年度の出水期は、台風第14号で過去最多となる129ダムをはじめ、全国ののべ162ダムでの事前放流の実施により、約5.5億 m^3 の容量を確保し台風等の洪水に備えました。

- 令和2年度以降、全国のダムで事前放流の実施体制を整えて洪水に備えています。
- 今般、令和4年度の出水期における事前放流の実施状況をまとめましたので、お知らせします。

＜令和4年度出水期における事前放流の実施状況（概要）＞

	令和4年度	（参考）令和3年度
治水等多目的ダム	76ダム	66ダム
利水ダム	86ダム	56ダム
合計	162ダム	122ダム

【別紙資料】・令和4年度出水期における事前放流の実施状況（総括）

・事前放流の実施状況と利水ダム等による効果（球磨川水系、大淀川水系、小瀬川水系）

（参考）関連資料及び用語解説は、下記のホームページをご覧ください。

○既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kisondam_kouzuichousetsu/

○既存ダムの洪水調節機能強化に向けた基本方針

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kisondam_kouzuichousetsu/pdf/kihon_hoshin.pdf

【問い合わせ先】

国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課 流水管理室

企画専門官 田中里佳（内線：35472）

水利・流水企画係長 本田真章（内線：35483）

代表：03(5253)8111 直通：03(5253)8449 FAX：03(5253)1603

令和4年度出水期における事前放流の実施状況(総括)

- 令和4年度の出水期においては、全国ののべ162ダムで事前放流を実施したことにより約5.5億m3の容量を確保し、洪水に備えた。(令和4年6月26日～令和4年9月22日)
- そのうち、利水ダムではのべ86ダムで事前放流を実施したことにより約2.9億m3の容量を確保。

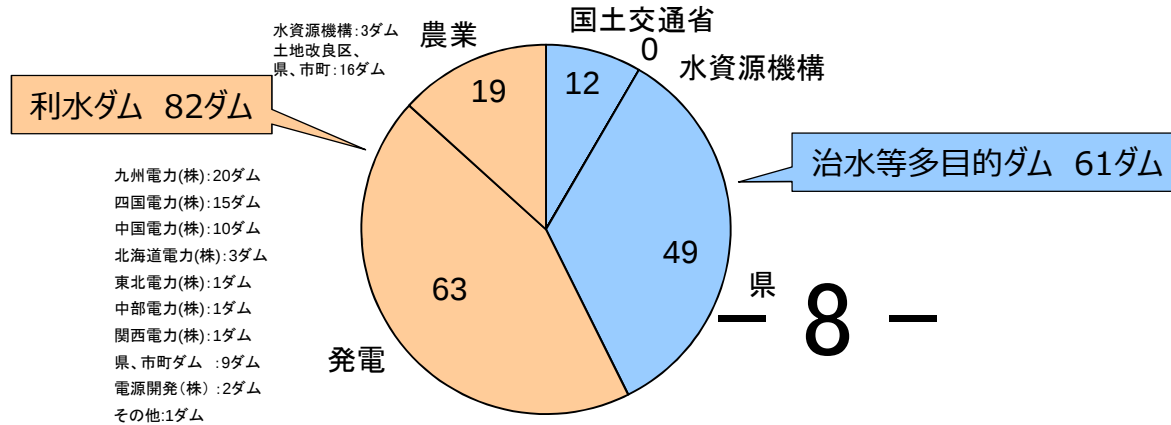
<令和4年度に事前放流を実施したダム数と確保容量の内訳>

11月30日時点

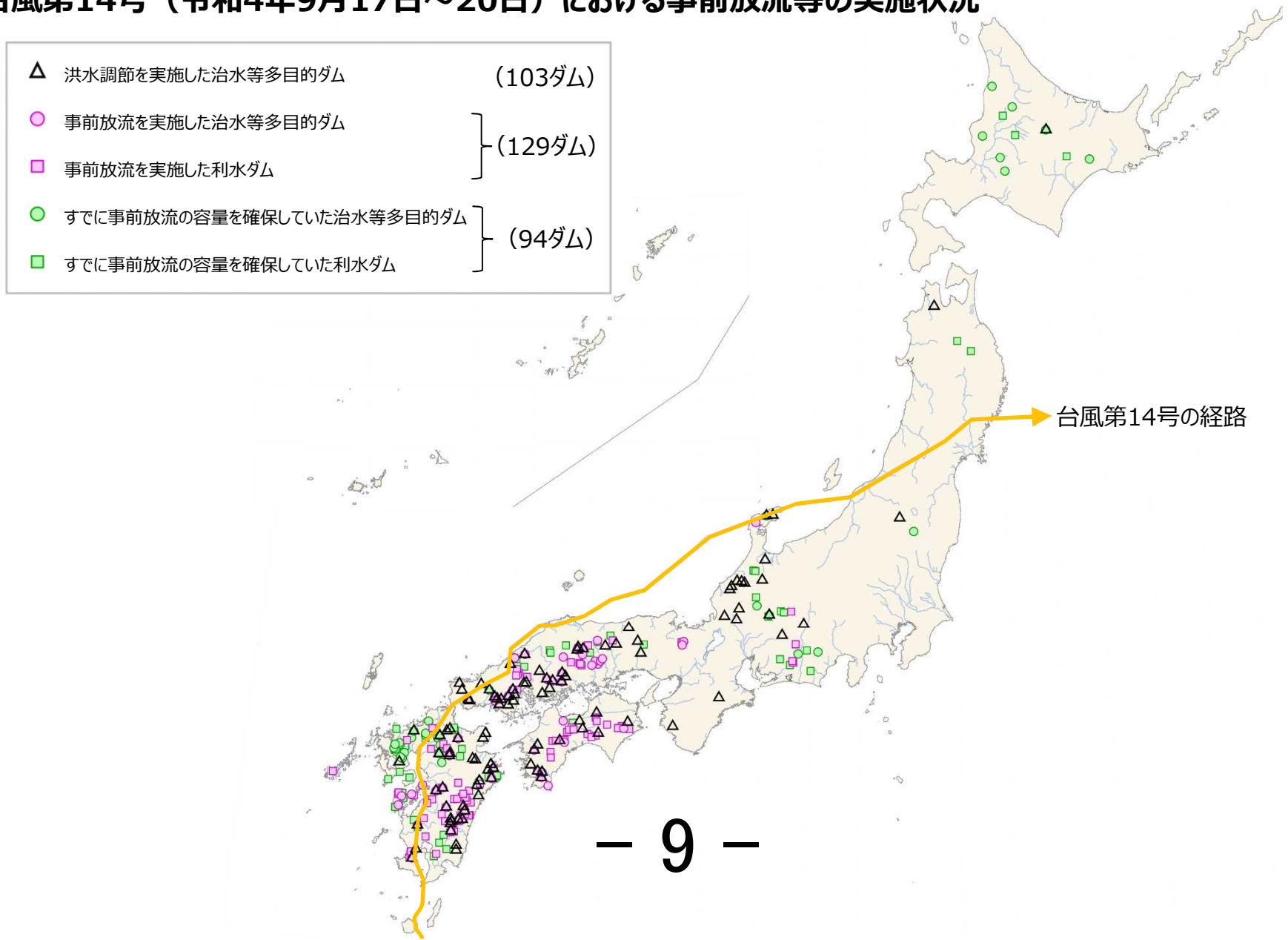
		令和4年度の主な降雨						合計 (ダム数の括弧書きは重複除きの数)
		7月14日から の大雨	8月3日から の大雨	台風第11号 (9月5日～)	台風第14号 (9月18日～)	台風第15号 (9月23日～)	その他	
治水等多目的ダム	ダム数	3	3	12	52	1	5	76 (61)
	確保容量(万m ³)	168	108	6,783	18,026	451	908	26,444【約2.6億m ³ 】
利水ダム	ダム数	2	4	1	77	0	2	86 (82)
	確保容量(万m ³)	58	3,721	407	24,648	0	54	28,888【約2.9億m ³ 】
合計	ダム数	5	7	13	129	1	7	162 (143)
	確保容量(万m ³)	226	3,829	7,190	42,674	451	962	55,332【約5.5億m ³ *】

<令和4年度に事前放流を実施した143ダム(重複除き)の管理者>

※上記ののべ162ダム、約5.5億m³に加え、全国のべ194ダムですでに事前放流の容量を確保(約9.7億m³)



台風第14号（令和4年9月17日～20日）における事前放流等の実施状況

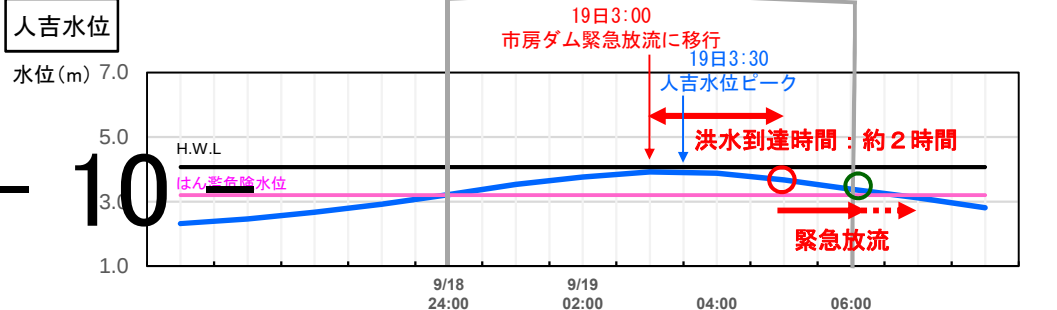
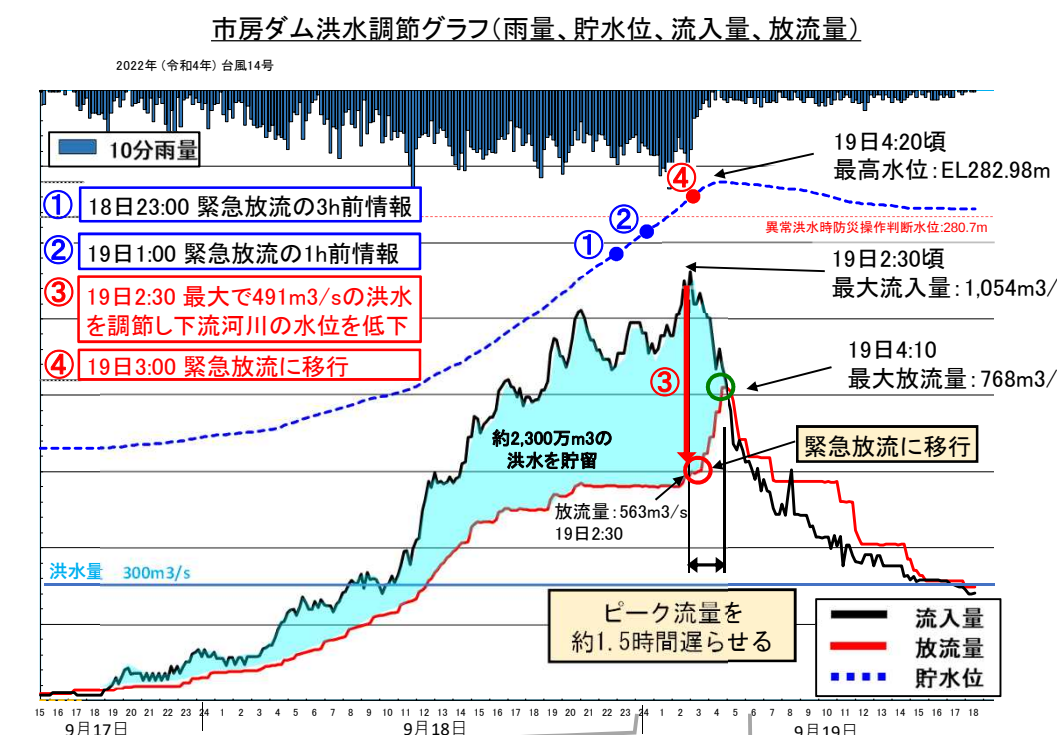
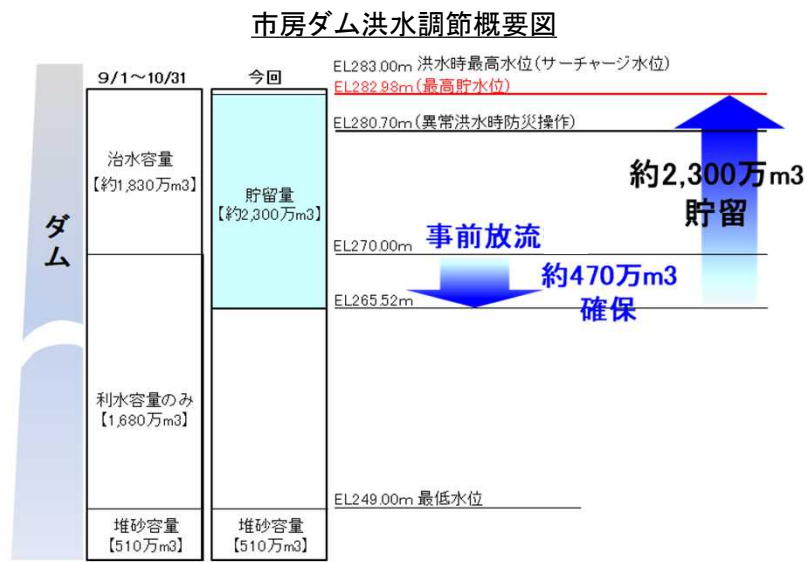


○湯山雨量観測所において累加雨量949mmとなり、令和2年7月豪雨(517mm)を上回る降雨量を記録。

○市房ダムでは、**通常の洪水調節容量1,830万m³に加え、事前放流により約470万m³の容量を追加確保**したため、大雨により緊急放流※に至ったものの、人吉地点のピーク水位を上昇させなかった。

○ダムの洪水調節により、ダムからのピーク流量の発生時刻を約1.5時間遅らせ、最大放流量を286m³/s低減することで、下流の多良木水位観測所で約90cm、人吉水位観測所で約20cmの水位低減効果があったと推定。

※ダムが満水に近づいたときに、放流量を流入量に近づけていき流入量と同程度の放流を行う操作のこと。



※数値等は速報値のため、今後の精査等により変更する場合があります。

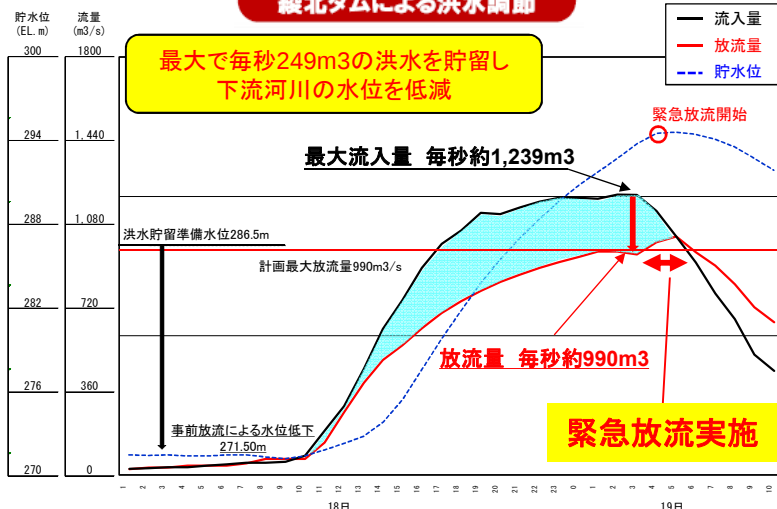
- あやきた
○綾北ダム雨量観測所において累加雨量912mmとなり、平成17年台風第14号(1,121mm)に匹敵する降雨を観測。
- 本庄川上流4ダムでは、通常の洪水調節容量3,340万m³に加え、事前放流等により約1,210万m³の容量を追加確保し、洪水を貯留。
- 綾北ダムは緊急放流※に至ったものの、事前放流の実施により、最大放流量を低減し、緊急放流への移行を遅らせたと推定。
- あやみなみ あらした
○綾南ダムの洪水調節等により、嵐田地点で約30cmの水位を低減したと推定。

※ダムが満水に近づいたときに、放流量を流入量に近づけていき流入量と同程度の放流を行う操作のこと。

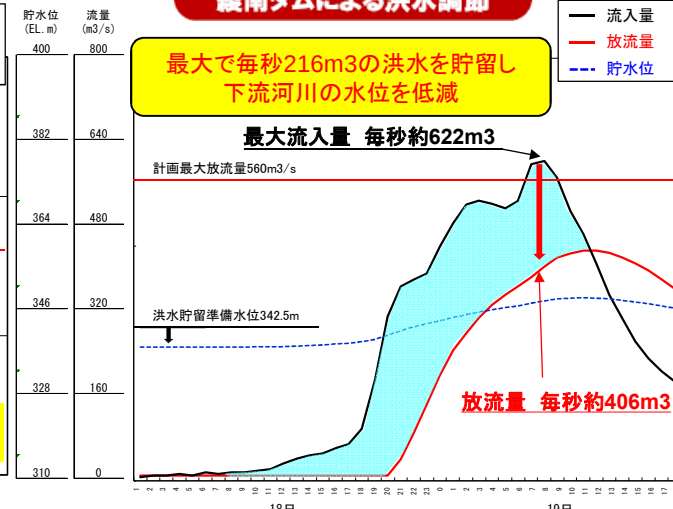
位置図



綾北ダムによる洪水調節



綾南ダムによる洪水調節



ダム位置図

田代八重ダム
(宮崎県・多目的)

綾北ダム
(宮崎県・多目的)
事前放流(約710万m³)

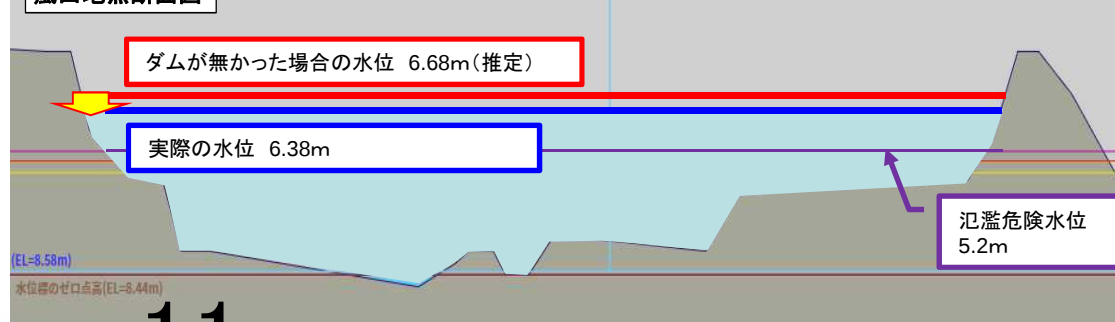
古賀根橋ダム
(宮崎県・利水)
事前放流(約40万m³)

綾南ダム
(宮崎県・多目的)
事前放流の容量を既に確保
(約460万m³)

嵐田地点

事前放流等により約1,210万m³の容量を確保

嵐田地点断面図



- 11 -

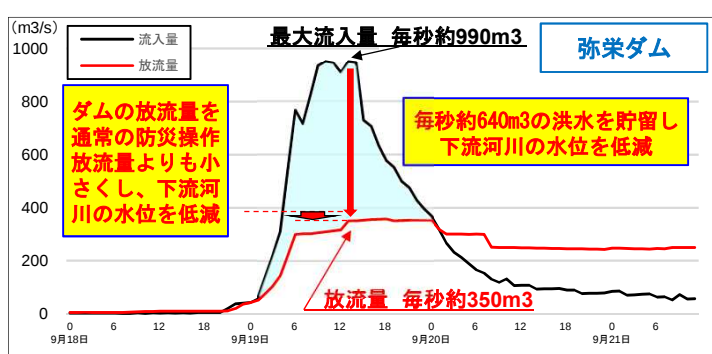
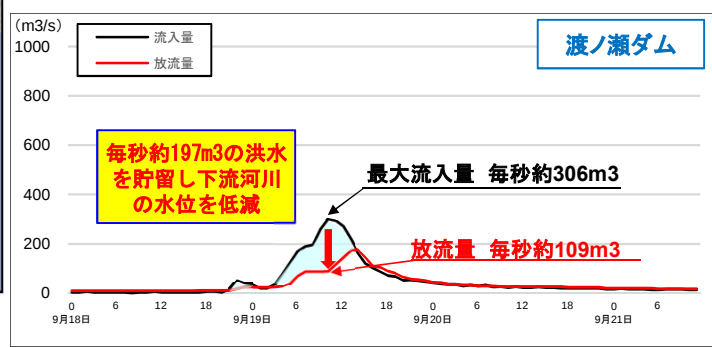
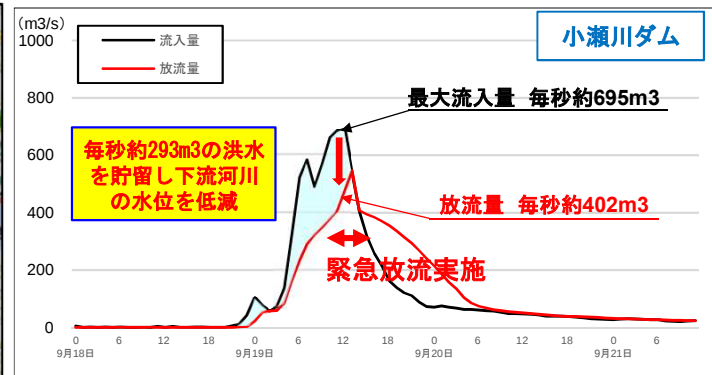
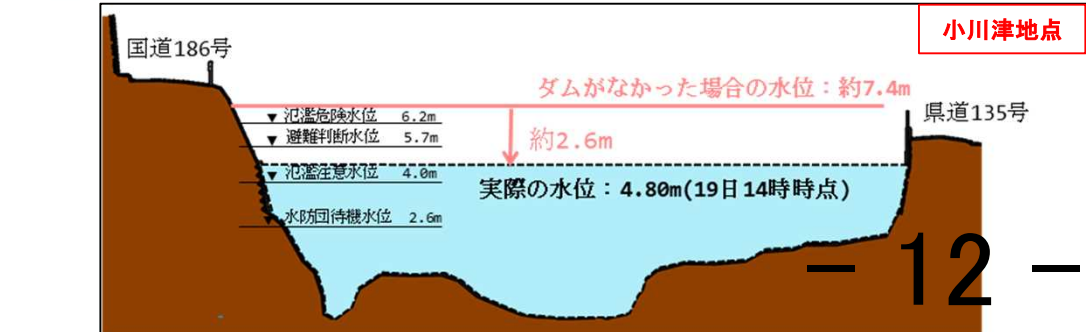
○小瀬川流域では、流域平均累加雨量は377mmとなり、平成30年7月豪雨(369mm)に匹敵する降雨を観測。

○小瀬川上流3ダムでは、**通常の洪水調節容量6,640万m3に加え、事前放流により約650万m3の容量を追加確保**し、洪水を貯留。

○小瀬川ダムは緊急放流※に至ったものの、**事前放流の実施により、最大放流量を低減**したと推定。

○3ダムの洪水調節等により小川津地点において、水位を**約2.6m低減**し**浸水被害を防止**したと推定。

※ダムが満水に近づいたときに、放流量を流入量に近づけていき流入量と同程度の放流を行う操作のこと。



※数値等は速報値のため、今後の精査等により変更する場合があります。

ダム

[水管理・国土保全トップ](#) [河川](#) [ダム](#) [砂防](#) [海岸](#) [水資源](#) [下水道](#) [防災](#) [環境](#) [利用](#) [国際](#) [情報・技術](#)

[ホーム](#) > [政策・仕事](#) > [水管理・国土保全](#) > [ダム](#) > 利水ダム治水機能施設整備費補助

利水ダム治水機能施設整備費補助

ダムは、下流の河川改修を待つことなく上流で洪水を貯留し、下流全域の長い区間にわたって効果を発揮することができる、効果の大きな施設です。また、ダムは、施設の改良や運用の変更によって、短い期間で洪水調節機能を向上させることが可能であり、近年、水害が頻発化・激甚化する中、既設ダムを有効活用することの重要性が高まっています。

こうした中、事前放流の強化を図り洪水調節機能を向上させることを目的に、利水ダム設置者が事前放流を行うために必要となる放流施設の整備等を行う場合に、当該整備に対して支援を行う補助事業を令和２年度より創設したところです。

令和５年度 利水ダム治水機能施設整備費補助の募集について（令和６年度実施分）

【応募受付期間】

令和５年４月１０日（月）～令和５年６月３０日（木）午後５時必着

[＜参考＞制度概要](#)（PDF形式：92.4KB）

募集要領、申請書・事業計画書様式、交付要綱、補助金交付申請様式

[募集要領、申請書・事業計画書様式](#)（PDF形式：347KB） 

[申請書・事業計画書様式](#)（Word形式：34KB）

[交付要綱、補助金交付申請様式集](#)（PDF形式：422KB） 

[補助金交付申請様式集](#)（Word形式：91KB）

実施事例

[令和４年度](#)（PDF形式：1.14MB） 

問い合わせ先

国土交通省水管理・国土保全局治水課 沢田、生駒

TEL: 03-5253-8111（内線35-662、35-574）

直通03-5253-8453 FAX: 03-5253-1604

[ページの先頭に戻る](#)

国土交通省（法人番号2000012100001） [[アクセス情報・地図](#)]

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3（代表電話）03-5253-8111

[プライバシーポリシー](#) [リンク・著作権・免責事項について](#)

[関連リンク集](#) [国土交通省](#) [ソーシャルメディア関連リンク集](#)

[ソーシャルメディア利用方針](#)

事務連絡
令和5年4月10日

北海道開発局 河川計画管理官 殿
河川情報管理官 殿
地域事業管理官 殿
各地方整備局 河川計画課長 殿
河川管理課長 殿
地域河川課長 殿
沖縄総合事務局 河川課長 殿

水管理・国土保全局

治水課課長補佐（補助ダム）

利水ダム治水機能施設整備費補助の令和5年度の募集について（通知）

標記について、別添「利水ダム治水機能施設整備費補助 令和5年度募集要領（令和6年度実施分）」により募集を開始しましたのでお知らせします。

つきましては、貴職および貴局管轄の河川事務所等を通じ、治水協定の締結機関やダム洪水調節機能協議会の参画機関に情報提供いただくなど、管内の都道府県や利水ダム設置者への周知をお願いいたします。

利水ダム治水機能施設整備費補助

令和5年度 募集要領

(令和6年度実施分)

■応募受付期間

令和5年4月10日(月) ～ 令和5年6月30日(金)
午後5時必着

■問い合わせ先

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課 沢田、生駒
〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 合同庁舎3号館 1F
連絡先 Tel. 03-5253-8111 (内線 35-662、35-574)
03-5253-8453 (直通)

< 目 次 >

I. 事業の概要

1. 背景・目的	1
2. 事業内容	
2. 1 補助対象事業	1
2. 2 補助対象ダム	1
2. 3 補助対象事業者	1
2. 4 補助対象経費	1
2. 5 補助金額	1

II. 事業の実施

1. 事業の公募について	
1. 1 公募手続き	2
1. 2 事業の評価・審査	2
1. 3 事業の採択	3
1. 4 複数年度にまたがる事業の取り扱い	3
1. 5 事業の変更	3
2. 補助金の交付について	
2. 1 交付申請	3
2. 2 交付における留意事項	4
3. 事業中及び事業完了後の留意事項	
3. 1 実績報告	4
3. 2 会計検査に伴う資料請求及び現地検査等	4
3. 3 事業の効果等に係る報告	4
3. 4 アンケート・ヒアリングへの協力	4
3. 5 情報の取り扱い等	4

【別添資料】

利水ダム治水機能施設整備費補助（変更）申請書	別添 1
事業計画書	別添 1 別紙
利水ダム治水機能施設整備費補助実施フロー	別添 2

I 事業の概要

1. 背景・目的

ダムは、下流の河川改修を待つことなく上流で洪水を貯留し、下流全域の長い区間にわたって効果を発揮することができる、効果の大きな施設です。また、ダムは、施設の改良や運用の変更によって、短い期間で洪水調節機能を向上させることが可能であり、近年、水害が頻発化・激甚化する中、既設ダムを有効活用することの重要性が高まっています。

令和元年12月には、ダムによる洪水調節機能の早期強化に向け、関係行政機関の緊密な連携の下、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」を策定しました。この基本方針に基づき、全ての既存ダムで事前放流の実施方針等を定めた治水協定の締結等を行い、新たな運用を開始しているところです。

対象となった既存ダムの中には、治水機能を有していない利水ダムもありますが、予測降雨情報等により洪水の発生が予測された場合には、事前に貯水位を低下させ、利水容量の一部を洪水調節の目的に一時的に利用する事前放流によって、水災害の被害を軽減することとしています。

しかし、利水ダムは、発電等の目的のために高い貯水位で運用しており、事前放流に使用する放流管も小規模であることから、洪水調節のための十分な空き容量が確保できないダムもあります。

こうした状況を踏まえ、事前放流の強化を図り洪水調節機能を向上させることを目的に、利水ダム設置者が事前放流を行うために必要となる放流施設の整備等を行う場合に、当該整備に対して支援を行う補助事業を実施します。

2. 事業内容

2. 1 補助対象事業

利水ダム設置者が実施する放流施設の整備等（放流管の増設、洪水吐ゲートの改良等）であって、事前放流の強化による一定の治水効果が見込まれる事業を対象とします。

2. 2 補助対象ダム

一級河川又は二級河川に設置された利水ダムを対象とします。

2. 3 補助対象事業者

利水ダム設置者（民間事業者、地方公共団体、公営企業局等）を対象とします。

2. 4 補助対象経費

補助金交付の対象経費は、放流施設の整備等に関する経費（本工事費、測量設計費、用地費及び補償費）のうち、国土交通省が認める費用とします。

2. 5 補助金額

補助対象経費の1／2以内とします。ただし、都道府県知事が管理する区間に設置された利水

ダムの場合、当該区間を管理する都道府県知事が費用の一部を負担するものとします。

(予算の範囲内での補助となります)

Ⅱ 事業の実施

1. 事業の公募について

1. 1 公募手続き

以下のとおり、補助対象事業を公募いたします。

■令和5年度応募受付期間

・令和6年度実施分

令和5年4月10日(月)～令和5年6月30日(金)午後5時必着

■応募書類

別添1の申請書に必要事項を記入するとともに、関係書類を一式揃えて提出して下さい。

■応募書類の提出先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 合同庁舎 3 号館 1F

国土交通省水管理・国土保全局 治水課 生駒

電話：03-5253-8111 (内線 35-574)

03-5253-8453 (直通)

■応募書類の提出方法

応募書類は、電子メールにて提出をお願いします。なお送付先アドレスは上記提出先まであらかじめお問い合わせください。紙または電子媒体(CD-R等)での、持参、郵送(書留郵便に限る。)による提出を妨げるものではありません。

持参の場合、令和5年4月10日(月)～令和5年6月30日(金)まで午前9時30分から午後0時まで及び午後1時から午後6時15分まで(土曜日、日曜日、祝日を除く)

■特記事項

1級河川のうち都道府県知事が管理する区間又は2級河川に設置された利水ダムを対象とする場合、当該利水ダムが設置された区間を管理する都道府県と事前に調整した上で応募してください。

1. 2 事業の評価・審査

募集期間中に応募のあった事業については、以下の観点から評価・審査します。評価・審査の過程で、内容等に不明確な部分がある場合等は、申請者に対して、必要に応じ、追加の資料請求やヒアリング等を行う場合があります。

また、応募書類に虚偽の記載をした場合には、当該応募を無効とすることがあります。

＜評価・審査の観点＞

- ① 整備内容、事業工期、概算事業費等が妥当であること
- ② 事前放流の強化による一定の治水効果が見込めるものとして、事前放流開始後 4 8 時間以内に事前放流による洪水調節可能容量を約 5 0 万 m³ 以上増加させるものであること
- ③ 事業完了後、ダムの操作が適切に実施される見込みがあること（事業完了後の事前放流の実施について、操作規程に反映する予定であること等）
- ④ 住民避難等に資するためのダム情報の連絡体制が妥当であること
- ⑤ 河川管理者との「既存ダムの洪水調節機能強化に向けた基本方針」に基づく治水協定を締結している、または締結する予定であること。
- ⑥ その他必要と認められる事項

1. 3 事業の採択

事業内容の評価・審査を行い、事業採択の可否を決定し、事業主体に対し書面により通知します。その際、補助金額の予定額（当年度執行限度額）を通知します。

事業採択の通知後、補助金の活用を辞退することは出来ませんのでご注意ください。

1. 4 複数年度にまたがる事業の取り扱い

複数年度にまたがる事業の取り扱いは、次のとおりとなります。

- ・応募時にあらかじめ各年度の計画を提出していただきます。
- ・事業が採択された場合、次年度以降については、改めて応募いただく必要はありませんが、毎年度補助金交付申請を行っていただく必要があります。
- ・各年度計画の補助対象部分の出来高に応じて、各年度に補助が行われます。ただし、次年度以降の工事分については、次年度以降の予算の状況によるため、確定することはできませんが、予算の範囲内で優先的に補助金を交付することになります。
- ・従って、事業採択をもって次年度以降の補助金交付を約束するものではないことにご留意下さい。
- ・年度計画を途中で変更する場合（補助対象施設の変更を含む）は、速やかに協議を行っていただく必要があります。

1. 5 事業の変更

やむを得ず事業の内容等を変更する必要がある場合には、別添 1 の変更申請書に必要事項を記入するとともに、関係書類を一式揃えて提出して下さい。

2. 補助金の交付について

2. 1 交付申請

補助金の交付申請の手続き等については、利水ダム治水機能施設整備費補助交付要綱によるものとし、事業採択の決定通知時にお知らせします。

なお、申請に要する費用は申請者の負担とします。

2. 2 交付における留意事項

消費税及び地方消費税（「消費税等」といいます。）については、消費税等相当額から消費税仕入控除税額を減額した額を補助対象とします。

事業採択後であっても、国は交付決定するまでは本事業に関する補助金交付債務を負うものではありません。

なお、交付決定後に、応募書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合、交付決定を取り消すことがあります。

3. 事業中及び事業完了後の留意事項

3. 1 実績報告

事業の完了後、実績報告書の提出が必要となります。

また、工事が交付申請の内容に沿って実施されたことを確認するため、工事監理を実施した土木施工管理技士等の証明書の提出を求めることがあります。なお、当該証明書に係る費用が発生した場合であっても、当該費用は補助金としての申請ができませんのでご注意ください。

3. 2 会計検査に伴う資料請求及び現地検査等

事業の完了後、実績報告書の提出を受け、必要に応じて関係資料の提出依頼及び現地検査を行う場合があります。また、本事業は会計検査院による検査対象となります。補助金の適正な執行及び補助事業に関する書類（経理処理関係書類を含む。）の整理・保存に十分ご注意ください。

3. 3 事業の効果等に係る報告

補助事業者に対し、事業完了後、原則３年間（３年間で事前放流を実施しなかった場合等、特別な事情のある場合は、個別に定めるまでの期間）、補助を受けた放流施設等による事前放流量等に係る報告を求めることとします。なお、必要に応じデータの提供等についてご相談させていただくことがあります。

3. 4 アンケート・ヒアリングへの協力

本事業に関する調査・評価のため、事業完了後にアンケートやヒアリングにご協力いただくことがあります。

3. 5 情報の取り扱い等

利水ダム治水機能施設整備について広く一般に紹介するため、国土交通省のウェブサイト、パンフレット等に事業内容等に関する情報を使用することがあります。

この場合、応募書類に記載された内容等について、補助事業者等の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分については、当該事業者が申し出た場合は原則公開しません。

別添 1

番 号
令和 年 月 日

水管理・国土保全局 治水課長 殿

申請者（利水ダム設置者）
（押印省略）

〇〇川水系〇〇川〇〇ダム
利水ダム治水機能施設整備費補助の（変更）申請について

標記について、別紙のとおり申請します。

河川名	〇〇水系〇〇川	ダム名	〇〇ダム	都道府県	〇〇県
-----	---------	-----	------	------	-----

1. ダム及び流域の概要

ダム及び流域の概要として以下の事項について記載するものとする。

なお、流域の概要については対象となる河川の河川管理者に確認のうえ作成ください。

1) ダムの概要

- ・ダム名
- ・位置図（1級河川に設置されたダムは、設置された場所が直轄管理区間または都道府県管理区間の別が分かること）
- ・ダム諸元 等

2) 流域の概要

- ・主な洪水被害の概要

河川名	〇〇水系〇〇川	ダム名	〇〇ダム	都道府県	〇〇県
2. 放流施設の整備等の概要 (注1) 工事計画概要図を添付してください。					

河川名	〇〇水系〇〇川	ダム名	〇〇ダム	都道府県	〇〇県
-----	---------	-----	------	------	-----

3. 事業工期

項目	工 程											
	令和〇年度				令和〇年度				令和〇年度			

(注1) 詳細の事業工程表を別に添付してください。

(注2) 詳細の事業工程表には、利水ダム治水機能施設整備費補助交付要綱第7条第1項第2号に規定する操作規程の変更について、河川管理者の承認を受ける時期を記載してください。

(注3) 申請者において当該事業と関連して行う事業（設備更新等）がある場合には関連事業の工程も記載してください。

4. 全体事業費

(単位：千円)

全体事業費	補助対象事業費 (※1)	補助対象事業費の内訳			補助対象外事業費 (※1)
		国負担 (※2)	申請者負担 (※3)	都道府県負担 (※4)	
A=B+C	B=a+b+c	a	b	c	C

(※1) 全体事業費を補助対象と補助対象外に区分する必要がある場合には、区分した算出根拠を記載すること。

(※2) 国負担の事業費は補助対象事業費（B）の1／2以内（千円以下切り捨て）を記載すること。

(※3) 補助対象事業費（B）の1／2（千円以下切り上げ）を記載すること。

(※4) 都道府県管理区間に設置されたダムで事業を行う場合のみ、都道府県の負担額を記載すること。

(注1) 事業計画上の事業費を記載するものであり、上記負担額は確定したものではない。

※他の補助事業の適用がある場合の事業名称等	()
-----------------------	-----

河川名	〇〇水系〇〇川	ダム名	〇〇ダム	都道府県	〇〇県
-----	---------	-----	------	------	-----

5. 補助対象事業費の内訳

区分	施設名	補助対象事業費 (千円)	数量	令和〇 年度	令和〇 年度	令和〇 年度
〇 〇 事業						
合 計						

(注1) 補助対象事業費は、本工事費、測量設計費、用地費及補償費毎に記載願います。

(注2) 消費税の額を含んだ額で記載してください。

(注3) 事業年度が複数年にわたる場合は、各年度について記載して下さい。

河川名	〇〇水系〇〇川	ダム名	〇〇ダム	都道府県	〇〇県
6. 事前放流の強化による治水効果 ※以下の内容を記載すること。 1) 現在の事前放流による洪水調節可能容量 48 時間：〇〇〇万 m³（水位：〇m） 72 時間：〇〇〇万 m³（水位：〇m） 2) 放流施設の整備等実施後の事前放流による洪水調節可能容量 48 時間：〇〇〇万 m³（水位：〇m） 72 時間：〇〇〇万 m³（水位：〇m） 3) 上記 1) 及び 2) の算出根拠					

河川名	〇〇水系〇〇川	ダム名	〇〇ダム	都道府県	〇〇県
7. 事業完了後のダムの操作 ※事業完了後の事前放流の実施方法について記載すること ※操作規程の反映（変更）の見込みについて記載すること					

河川名	〇〇水系〇〇川	ダム名	〇〇ダム	都道府県	〇〇県
-----	---------	-----	------	------	-----

8. 住民避難等に資するためのダム情報提供のための連絡体制

※操作規程等で定められている放流の際の関係機関に対する通知等の連絡体制及び締結した治水協定の4. 情報共有のあり方の内容を記載、または写しを添付すること

河川名	〇〇水系〇〇川	ダム名	〇〇ダム	都道府県	〇〇県
-----	---------	-----	------	------	-----

9. 河川管理者との「既存ダムの洪水調節機能強化に向けた基本方針」に基づく治水協定の締結状況

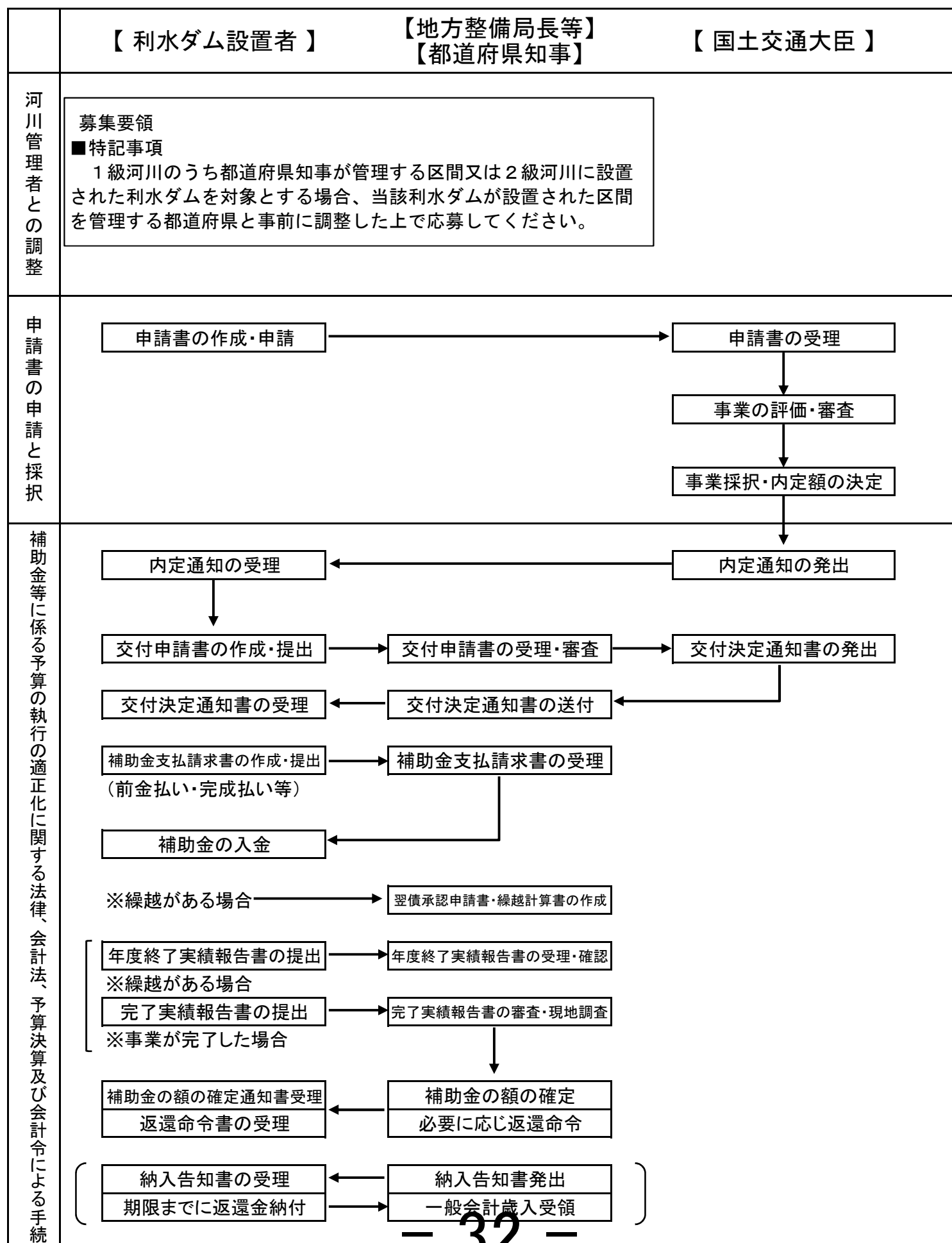
※締結状況を記載すること

※未締結の場合には、締結に向けた調整状況及び締結予定時期を記載すること

10. その他必要と認められる事項

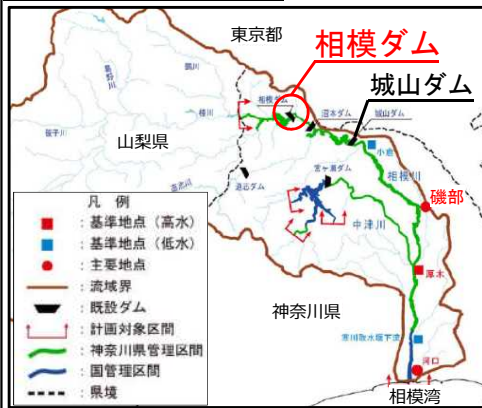
河川名	〇〇水系〇〇川	ダム名	〇〇ダム	都道府県	〇〇県
1 1. 補助金にかかわる予算の執行の適正化に関する法律第22条に適する各省庁の承認を受けたことを証する書面					

利水ダム治水機能施設整備費補助 実施フロー



- 利水ダムの事前放流を推進するため、利水ダム管理者による事前放流強化に資する放流施設の整備等を支援する補助事業を実施。
- 相模川水系相模川に設置された相模ダム（神奈川県企業庁管理）において、既設放流設備の改造等を支援し事前放流の強化を図る。

事業内容



ダム名	相模ダム
河川名	(一級)相模川水系相模川
目的	水道用水、工業用水、発電
形式	重力式コンクリート
堤高	58.4m
竣工	1947年(昭和22年)
管理者	神奈川県企業庁

事業内容

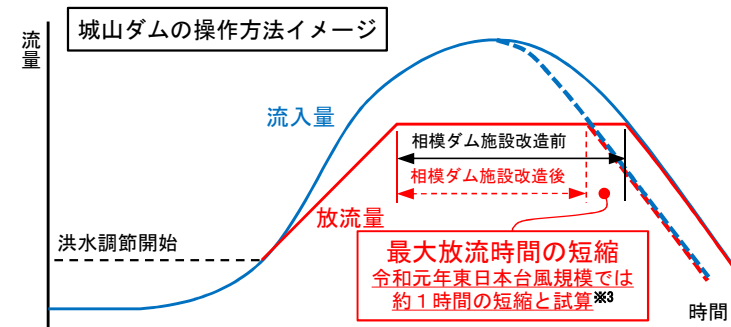
老朽化した既存設備の改造のうち、事前放流の強化に係る放流設備の改造等



効果

	施設改造前	施設改造後
放流設備		
放流能力 (常時満水位)	3,240 m ³ /s	4,000 m ³ /s ※1 (+760 m ³ /s)
事前放流(72h)による 洪水調節可能容量	2,799 万m ³	3,103 万m ³ ※1 (+304 万m ³)

相模ダムにおける事前放流の強化により新たに生み出される洪水調節可能容量を活用することで、下流に位置する城山ダムにおける最大放流量の継続時間を短縮し下流リスクを低減※2。

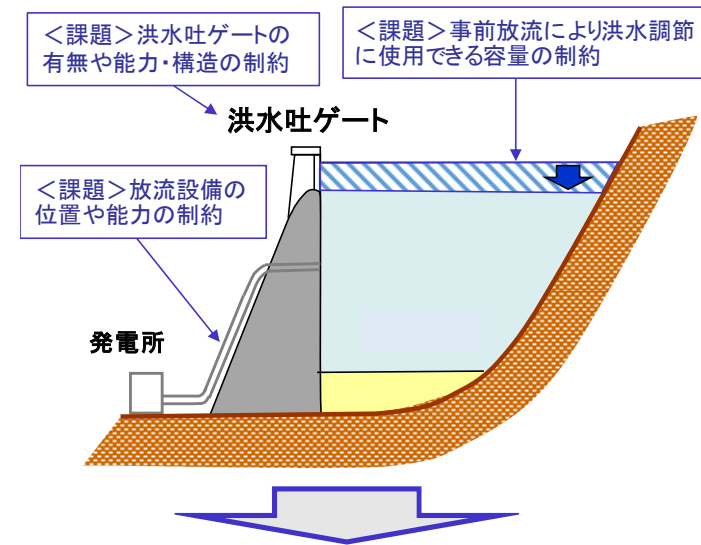


※1 現在執行中の実施設計により変更となる可能性あり。

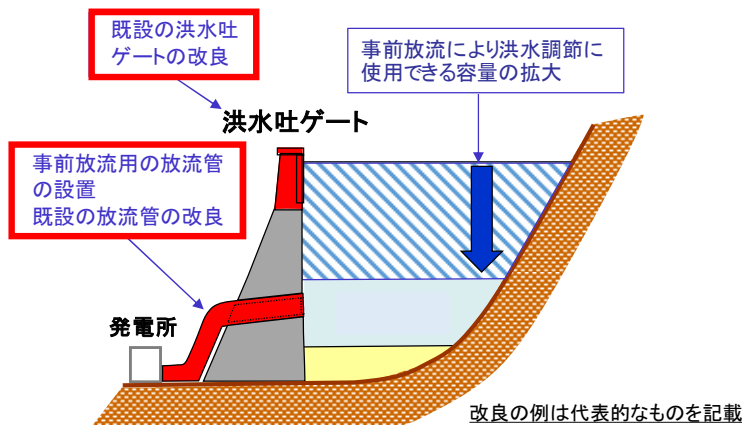
※2 城山ダムでは、令和元年東日本台風により異常洪水時防災操作へ移行したことを機に同規模の洪水に対して特例操作を行うことで緊急放流を回避するよう、ダム操作方法を見直し済み。

※3 他の洪水及び今後予定している操作規程の改訂内容においては効果が異なる可能性あり。

国土交通省では、利水ダムが事前放流を行うにあたり、放流施設の整備等（放流管の増設、洪水吐ゲートの改良等）が必要となる場合において、その費用の一部を補助します。



既存施設の改良等に要する費用の一部を補助



【対象事業】

一級河川又は二級河川の利水ダムであって、利水ダム設置者が放流施設の整備等を行うことで、事前放流の強化による一定の治水効果が見込まれる事業を対象とします。

※ただし、一定の治水効果の見込みや、事業完了後のダムの操作が適切に実施される見込みであること等について、評価・審査を行います。

【補助対象事業者】

利水ダム設置者※（民間事業者、地方公共団体、公営企業局等）を対象とします。

※利水ダム設置者とは、河川法第二十六条第一項の許可を受けてダムを築造した者で、河川法第三十三条の規定によりその地位を継承した者も含む。

【補助対象経費】

放流施設等の整備のための本工事費並びに測量設計費、用地費及補償費のうち、国土交通省が認める費用とします。

【補助率】

補助対象経費の1/2以内とします。

ただし、都道府県知事が管理する区間に設置された利水ダムの場合、当該区間を管理する都道府県知事が費用の一部を負担するものとします。

【事業採択手続き】

事業内容の評価・審査を行い、事業採択の可否を決定し事業主体に対し書面により通知します。複数年にわたる事業は、各年度の計画を作成することで応募可能です。

※予算の範囲内での事業採択となります

猿谷ダムの試行運用について

紀の川ダム統合管理事務所

令和5年6月

■ 猿谷ダムの概要(1)



**猿谷ダム:国土交通省
管理開始:昭和33年4月**

《目的》

●不特定用水

かんがい用水補給:最大 $16.7\text{m}^3/\text{s}$

●発電用水

西吉野第一発電所

最大使用水量: $16.7\text{m}^3/\text{s}$

最大出力: $33,000\text{kW}$

西吉野第二発電所

最大使用水量: $20.0\text{m}^3/\text{s}$

最大出力: $13,100\text{kW}$

《所在地》

左岸:奈良県五條市大塔町辻堂大和田

右岸:奈良県五條市大塔町猿谷蛇の窪

《諸元》

ダム形式:重力式コンクリート

ダムの高さ: 74m

ダムの長さ: 170m

湛水面積: 1.0km^2

総貯水容量: $23,300\text{千m}^3$

— 36 —

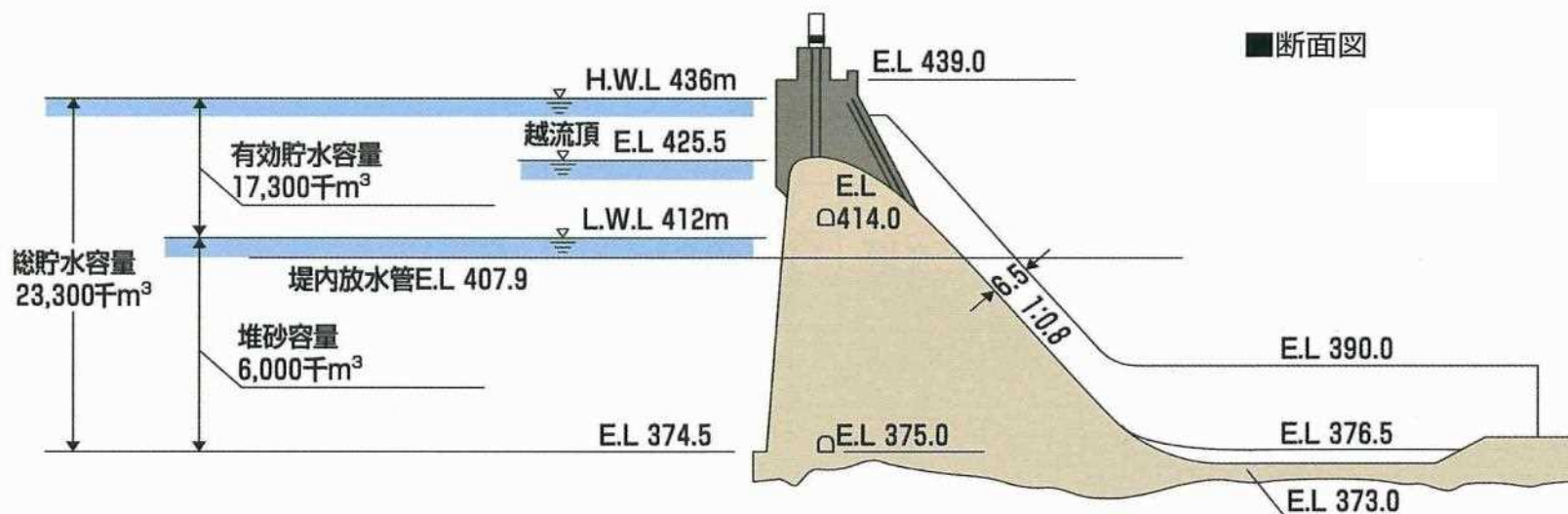
■ 猿谷ダムの概要(2)

● 不特定用水の補給

標高436mから標高412mまでの容量17,300千 m^3 を利用して、最大16.7 m^3/s を、主にかんがい用水として補給している。

● 発電

西吉野第一発電所では、標高436mから標高412mまでの容量17,300千 m^3 を利用して、最大使用水量16.7 m^3/s 、最大出力33,000kWの発電を行っている。西吉野第二発電所では、最大使用水量20.0 m^3/s 、最大出力13,100kWの発電を行っている。



貯水池容量配分図

猿谷ダム試行運用について

(1) 試行運用の目的

試行運用は、下流の洪水被害の軽減を図るため、洪水時の放流量を低減することを目的とする。

(2) 試行運用期間と目標水位

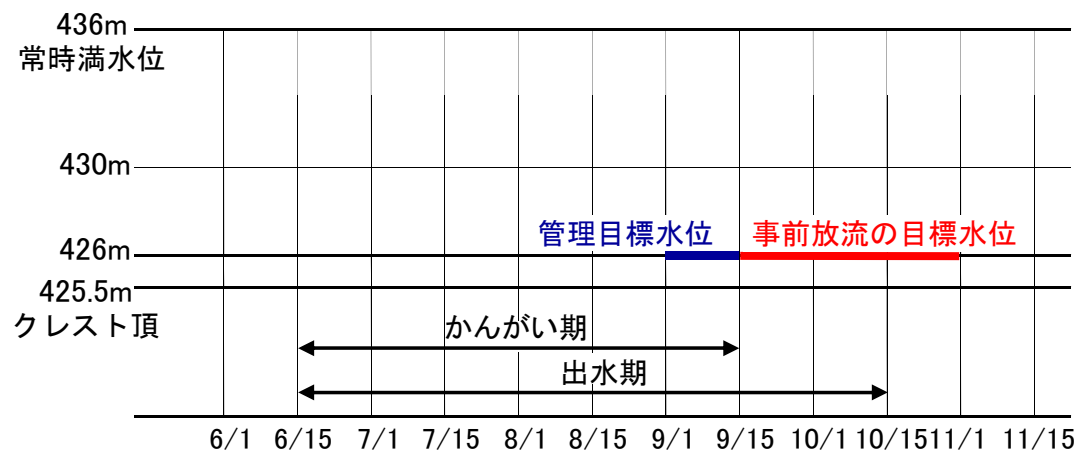
試行運用期間は、これまで大きな洪水が発生している、9月1日から10月31日とし、利水への影響の無い範囲で目標水位を設定する。

■管理目標水位(9/1～9/15)

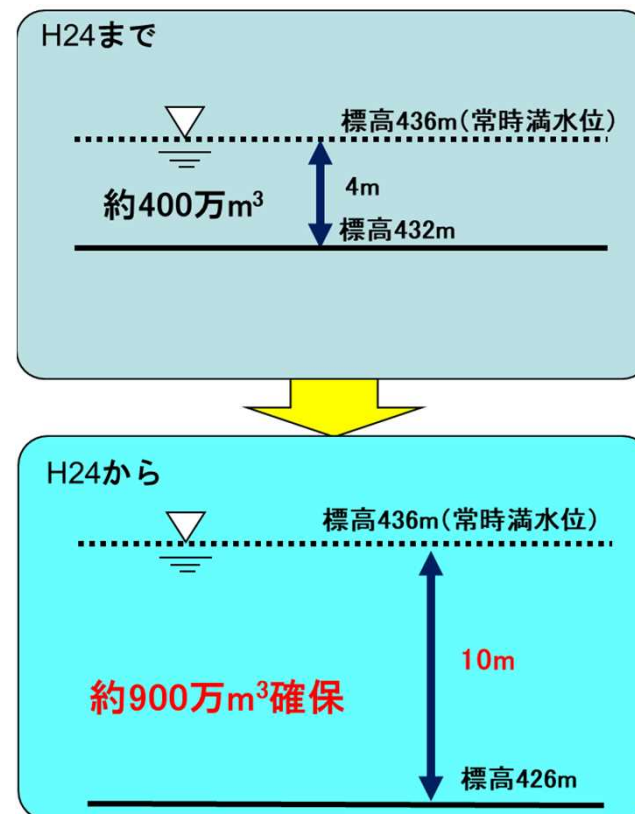
9月1日から9月15日の間については、426mを管理目標水位として運用することで空き容量を確保する。なお、8月においては、9月1日に426mに擦り付けるため、水位低下を図るように運用する。

■事前放流の目標水位(9/16～10/31)

9月16日から10月31日の間については、洪水量 $1,000\text{m}^3/\text{s}$ を超える洪水が予想される場合、426mを目標に事前放流を行うことで、空き容量を確保する。



(注) 426mは、クレスト頂425.5mに最低限の放流能力を考慮して設定。



猿谷ダム試行運用について

(3) 事前放流操作の方法(9/16～10/31)

9月16日から10月31日の間、以下の実施基準のいずれかに該当する場合には、事前放流により空き容量を確保する。

①実施基準

1) 気象庁MSM数値予報モデルの予測雨量※と実績雨量による一連の雨量の9時間累積雨量が130mmを超え、かつ、台風が中心が、東経128度から138度の間で北緯24度以北に達し、さらに猿谷ダムに接近が予想されるとき、事前放流を実施するものとする。

2) 最大流入量が $1,000\text{m}^3/\text{s}$ を超えると予想されるとき。事前放流を実施するものとする。

②放流量

事前放流の放流量は下流の無害流量 $1,000\text{m}^3/\text{s}$ を限度とする。

③目標水位

事前放流の目標水位は426mとする。

※気象庁の39時間先までの1時間毎、約5kmメッシュの予測雨量。初期値は3時間ごと。

令和4年度出水状況

- ・昨年度は、流入量が $1000\text{m}^3/\text{s}$ を超える出水はなかった。

